

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第14号）
（行財政局税務部税制課）

1 個人の市民税

- (1) 年齢65歳以上の者に対する減額措置を平成25年度から廃止することとします。
（第35条関係）
- (2) 平成25年度分の個人の市民税に限り，平成24年1月1日において年齢65歳以上であった者のうち市長が必要があると認めるものについて，その税額の4分の1相当額を減額する措置を講じることとします。（改正附則第2条関係）

2 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記1の改正は，平成25年4月1日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第14号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「，年齢65歳以上の者」を削り，同条第4項に次のただし書を加える。

ただし，同項各号のいずれかに該当することが第28条第1項に規定する申告書，第28条の2第1項に規定する確定申告書，第28条の4第1項に規定する給与支払報告書又は同条第4項に規定する公的年金等支払報告書に記載された情報その他の個人の市民税を課税するために市長が保有する情報から明らかであるときは，この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，平成25年4月1日から施行する。

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き，この条例による改正後の京都市市税条例第35条の規定は，平成25年度分の個人の市民税から適用し，平成24年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 平成24年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(障害者，寡婦，寡夫及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に規定する被爆者のうち障害者に該当しないものを除く。)の平成25年度分の個人の市民税については，この条例による改正前の京都市市税条例第35条第2項第1号の規定は，なおその効力を有する。この場合において，同号中「10分の5」とあるのは，「4分の1」とする。

(行財政局税務部税制課)